

3 「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」の 実施について

市民の自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、
自転車利用者の生命の安全を図るため、
自転車乗車用ヘルメットの購入に係る補助を
6月1日から開始します。

道路交通法の改正により
令和5年4月から
自転車乗車用ヘルメット
の着用が努力義務化



3 「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」の 実施について

対象者

ヘルメット購入時点で舞鶴市内在住の方
(年齢による制限や所得による制限はありません。)

補助額

自転車乗車用ヘルメット**1個購入につき、上限2,000円**
(1人につき、1回の交付に限ります。)

事業費

2,000千円／年度 (1,000人分)
(令和6年度から令和8年度まで実施予定)

補助対象 となる ヘルメット

安全性の認証を受けた新品の自転車乗車用ヘルメット

安全基準マークデザイン例



3 「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」の 実施について

補助金の交付の流れ

購入希望者

①販売登録店でヘルメット購入(※)

②補助金を控除した額でヘルメットを販売

市内店舗
(販売登録店)

③補助金の交付

④交付決定通知

※ 販売登録店で運転免許証等
による本人確認を行います。

舞鶴市交通対策協議会
(事務局：市民協働推進課)

3 「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」の 実施について

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金販売登録店(予定)

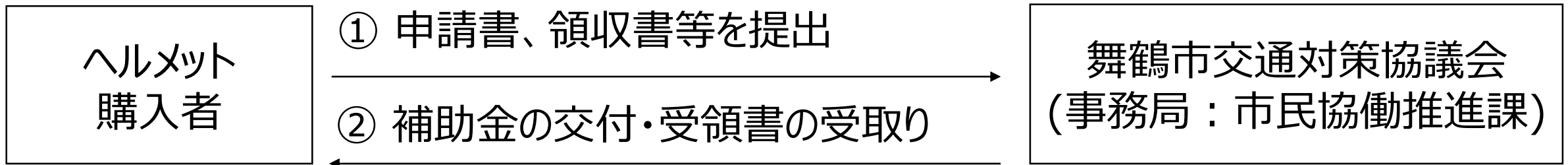
事業所名	住所
バイシクルタナカ	舞鶴市倉梯町11-9
つやまサイクル	舞鶴市浜町9-16
有限会社ホンダウィング筒井	舞鶴市字溝尻81
石島サイクル	舞鶴市字引土305
サイクルセンタータナカ	舞鶴市字竹屋27
山本自転車商会	舞鶴市字岡田由里935-10

令和6年5月24日時点

3 「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」の 実施について

令和6年4月1日～5月31日に市内事業所で購入したヘルメット

◆ 市窓口により申請の受付及び補助金の交付を行います。



問い合わせ先

事業名	担当課	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の実施について	舞鶴市交通対策協議会事務局 (市民協働推進課)	佐藤 長崎	66-1073	62-9891	community@ city.maizuru.lg.jp